

第432回岩手海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和4年5月20日（金）
- 2 開催年月日 令和4年6月13日（月）午後1時45分から午後2時22分まで
- 3 開催場所 盛岡市勤労福祉会館5階大ホール

4 出席者

委員（12名）

大井誠治会長、渡部容子委員、熊谷正樹委員、八木橋美紀委員、砂田光保委員、小川原泉委員、亙理榮好委員、平井俊朗委員、三田地和彦委員、湊謙委員、
皂健一郎委員、斎藤千加子委員

[欠席3名：藏徳平委員、金澤秀男委員、菅野信弘委員]

岩手県

森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長、太田漁業調整課長、野澤振興担当課長、小川特命課長、藤原主任主査、高梨主任、大内技師、玉山技師、筒井沿岸広域振興局水産部長、阿部大船渡水産振興センター所長、山本宮古水産振興センター技術主幹兼水産振興課長、工藤県北広域振興局水産部長、神水産技術センター所長、横澤漁業取締事務所長

事務局

前川事務局長、日向技術主幹兼事務局次長、加賀主任主査

傍聴者

岩泉雅樹、後藤均

報道関係者

なし

5 委員会の議事

第1号議案 第一種区画漁業権の海区漁場計画の案について（答申）

第2号議案 令和4管理年度における岩手県の特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群）の漁獲可能量について（諮問）

第3号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）

報告事項（1） 令和4管理年度における岩手県の特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚））の漁獲可能量の変更について

報告事項（2） 令和3管理年度における岩手県の特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群）の漁獲可能量の変更について

6 委員会の経過

前川事務局長

それでは、定刻になりましたので会長から開会していただき、併せて御挨拶をお願い

いたします。

大井会長

ただ今から、第432回岩手海区漁業調整委員会を開催いたします。開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、御多忙中のところ御出席をいただき、ありがとうございます。また、県からは、関係職員に出席をいただき、御苦勞様でございます。

さて、本日御審議いただく議案は、海区漁場計画の案についての答申の1件と、まさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量や知事許可漁業の制限措置等についての2件の諮問でございます。

よろしく御審議のほど、お願いを申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶といたします。

前川事務局長

どうもありがとうございました。それでは、これからの議事進行につきましては、会長にお願いいたします。

大井会長

それでは議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。本日は金澤委員と菅野委員の2名が欠席でございます。また、藏委員が欠席でございますので、12名が出席しておりますので、会議は成立いたします。

次に議事録署名委員についてでございますが、岩手海区漁業調整委員会会議規程第8条第2項の規定により、私から指名させていただきます。議事録署名委員として、皂委員と平井委員にお願いをいたします。

大井会長

それでは第1号議案でございます。「第一種区画漁業権の海区漁場計画の案について（答申）」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

前川事務局長

はい、それでは第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、これ以降、着座にて説明させていただきます。

第1号議案「第一種区画漁業権の海区漁場計画の案について（答申）」の要旨、岩手県知事から漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第4項の規定により諮問のあった第一種区画漁業権の海区漁場計画の案について、当委員会の意見を述べようとするものでございます。

表紙をめくっていただきまして、1ページに漁業権が免許されるまでのスケジュールを表に整理してございますが、本議案につきましては、去る5月18日開催の第431回委員会において、県から海区漁場計画の案を御説明いただき、その計画案を公聴会において意見を聴く案件とすることに、御決定いただいたところでございます。

前回委員会の資料をお持ちいただいているかと存じますが、諮問のございました海区

漁場計画の案につきましては、釜石湾の湾港防波堤内側に泉浜沖という漁場名で、さけ・ます小割式養殖業とほや垂下式養殖業を対象として途中免許する第一種区画漁業権となっております。

そして、先ほど、委員会として答申するに当たって必要な公聴会を開催いたしました。が、意見等の公述はございませんでした。

以上のような経過となっておりますので、本議案につきましてよろしく御審議をお願いいたします。

大井会長

ただ今、第1号議案について事務局から説明がありましたが、これについて委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

(「ありません」の声)

大井会長

はい、御意見がなければお諮りをいたします。第1号議案「第一種区画漁業権の海区漁場計画の案について」は、知事からの諮問に対し異議がない旨、答申することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、県に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、全員賛成でございますので、異議ない旨、答申することに決定いたします。

第1号議案終了

大井会長

続きまして、第2号議案でございます。「令和4管理年度における岩手県の特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群）の漁獲可能量について（諮問）」を上程いたします。説明してください。

前川事務局長

はい、それでは第2号議案について御説明いたしますので、青色の表紙の資料を御準備願います。

第2号議案「令和4管理年度における岩手県の特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群）の漁獲可能量について（諮問）」の要旨、岩手県知事から、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第4項の規定により、農林水産大臣からまさば及びごまさば太平洋系群の本県漁獲可能量に係る通知があったことから、同法第16条第1項の規定による知事管理漁獲可能量を定めるに当たり、同条第2項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

初めに、本議案に関連します漁業法の規定について御説明いたしますので、6ページを御覧願います。漁業法の抜粋になります。第15条第1項において、農林水産大臣は

特定水産資源ごと及びその管理年度ごとに次に掲げる数量を定めることとされ、同項第2号で、漁獲可能量のうち各都道府県に配分する数量、いわゆる都道府県別漁獲可能量を定めることが規定されております。また、この都道府県別漁獲可能量を定めたときは、同条第4項で、その数量を当該都道府県知事に通知することが規定されております。更に、次の第16条第1項において、農林水産大臣から通知があった都道府県別漁獲可能量について、都道府県知事は、知事管理区分に配分する数量、いわゆる知事管理漁獲可能量を定めるものとするとして、同条第2項で、この知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと規定されておりますことから、これが今般の諮問の法的根拠となるものでございます。

それでは、知事からの諮問の内容につきまして御説明いたします。1ページを御覧願います。令和4年5月26日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されたました諮問書の写しでございます。標題は、「令和4管理年度における岩手県の特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群）の漁獲可能量について（諮問）」。その後の本文の内容につきましては、先ほど御説明いたしました農林水産大臣からの通知、知事管理漁獲可能量を定めるに当たっての漁業法の関係規定が記載され、結びに「貴委員会の意見を求めます。」となっております。

なお、諮問内容の詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

小川特命課長

水産振興課の小川でございます。それでは御説明させていただきます。

3ページ目を御覧願います。農林水産大臣から、令和4年7月1日から令和5年6月30日までの令和4管理年度におけるまさば及びごまさば太平洋系群の岩手県漁獲可能量を1万5,400トンとする旨の通知がありました。

4ページ目を御覧願います。岩手県の資源管理の方針を示した岩手県資源管理方針です。第2を御覧願います。第2では知事管理区分は、水域、対象とする漁業、漁獲可能期間を定めることとしており、第3で漁獲可能量の配分の基準を定めることとしてございます。5ページ目を御覧願います。まさば及びごまさば太平洋系群の具体的な資源管理方針別紙（1—8）でございます。第2でまさば及びごまさば太平洋系群を採捕する全ての漁業に対し、第3の1で95パーセント（1キログラム未満の漁獲可能量がある場合は、1キログラムに切上げ）を岩手県まさば及びごまさば太平洋系群漁業へ配分し、残りを県の留保分に充てるとあります。

2ページ目を御覧ください。知事管理漁獲可能量を示す案文でございます。表を御覧願います。特定水産資源、管理区分、採捕に係る水域、管理の手法は記載のとおりでございます。まさば及びごまさば太平洋系群の知事管理漁獲可能量は、95パーセントに当たる1万4,630トンと同漁業へ配分し、残りの留保は770トンと定めようとする案でございます。なお、今回お示しした案文は漁獲可能量の当初設定ですが、当初設定の後、漁獲可能量の変更があった場合には、令和3年7月15日に開催された第427回岩手海区漁

業調整委員会にお諮りした事例と同様、岩手県資源管理方針に則り、機械的に知事管理漁獲可能量と県の留保に配分し、事後の海区漁業調整委員会で御報告させていただくことについても併せてお諮りいたします。

以上が説明となりますが、今回の漁獲可能量を定めることに当たり、諮問の内容の変更を伴わない字句の修正等については、県に御一任いただくようお願いいたします。説明は以上でございます。

大井会長

ただ今、第2号議案について事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして委員の皆様方から御意見、御質問等があれば、御発言をいただきたいと思っております。

大井会長

御意見等がなければ、第2号議案についてお諮りをいたします。第2号議案「令和4管理年度における岩手県の特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群）の漁獲可能量について」、異議がない旨、答申することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、県に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

（全委員挙手）

大井会長

全員賛成でございますので、異議ない旨、答申することに決定をいたします。

第2号議案終了

大井会長

続きまして、第3号議案でございます。「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

前川事務局長

はい、それでは第3号議案について御説明いたしますので、黄色の表紙の資料を御準備願います。

第3号議案「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」の要旨、岩手県知事から、岩手県漁業調整規則（令和2年岩手県規則第66号）第4条第1項第1号、第2号及び第14号に掲げる知事許可漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び同規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置を定めるに当たり、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

初めに、本議案に関連します法令の内容について御説明しますので、資料18ページを御覧願います。漁業法の抜粋になります。第42条第1項において、都道府県知事は許可又は起業の認可をしようとするときは、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の規則で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示

しなければならないこと、また、第3項では、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないことが規定されております。

ページを戻っていただきまして、16ページから17ページに岩手県漁業調整規則の抜粋をお示ししてございます。17ページのゴシック下線の部分になりますが、第11条第1項において、先ほど御説明しました漁業法第42条第1項のその他の規則で定める事項として、第1号の漁業種類から第6号の漁業者の資格まで、具体的に規定されております。更に、同条第3項において、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないことが規定されております。これら漁業法と県漁業調整規則の規定が、知事からの諮問の根拠となっているものでございます。

それでは、知事からの諮問の内容につきまして御説明いたします。1ページを御覧願います。令和4年5月30日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」、その後の本文の内容につきましては、先ほど御説明いたしました諮問の根拠となる岩手県漁業調整規則及び漁業法の関係条項が記載され、結びに「貴委員会の意見を求めます。」となっております。

なお、制限措置等の内容の詳細につきましては、県水産振興課から御説明を願います。

太田漁業調整課長

水産振興課の太田です。それでは御説明させていただきます。以降、着座にて失礼させていただきます。

資料13ページをお開き願います。趣旨を御覧ください。改正漁業法が令和2年12月に施行され、漁業許可を行うに当たり事前に許可する数等の制限措置を公示して申請を募集する必要があります。今回の諮問は、対象となる知事許可漁業の制限措置等を定めることをご諮りするものでございます。

次に、「2 制限措置」を御覧ください。法改正前において、知事許可漁業の事務手続きは、県が策定した許可等の取扱方針を根拠としておりましたが、法改正により新たに取扱方針の一部を制限措置として定めることになっております。具体的には、表中網かけ部分の許可又は起業の認可をすべき船舶等や漁業者の数、漁業者の資格、漁業種類、船舶の総トン数、操業区域、漁業時期が該当します。

14ページの「3 今回の対象漁業」を御覧ください。今回対象となる漁業種類は、あわび漁業、なまこ漁業及びいるか突棒漁業となります。許可申請を募集するに当たり、特に重要となる許可又は起業の認可をすべき船舶又は漁業者の数、いわゆる許可枠の考え方を御説明させていただきます。

まず、(1)「(ア) 繁殖期あわび漁業」でございます。当該漁業は、共同漁業権の

区域内において、栽培漁業のための種苗生産に係るあわびの親個体を採捕するための漁業となっております。要望調査の結果とあわびの種苗生産を実施している業界団体等の意見を踏まえ、合計4件の許可枠を公示しようとするものです。次に、「(イ) なまこ漁業」及び「(ウ) なまこ潜水器漁業」でございます。当該漁業は、共同漁業権の区域内において、操業区域に係る漁業権者等がなまこを採捕する漁業となっておりますので、公示する許可の数は定めなしとするものです。

次に、(2) 「操業区域を共同漁業権が設定されていない海域とするなまこ漁業」についてでございます。当該漁業は、共同漁業権が設定されていない海域でなまこを採捕するものであり、要望調査の結果を踏まえ、表中の各地区の合計156件の許可枠を公示しようとするものです。

次に、(3) 「いるか突棒漁業」でございます。当該漁業については、令和3年12月末現在の許可件数を基準とし、要望調査の結果と業界団体の意見を踏まえ、合計38件の許可枠を公示しようとするものです。

説明は以上でございます。御審議を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

大井会長

ただ今、第3号議案について事務局及び県から説明がございましたが、これにつきまして委員の皆様方から御意見、御質問がございましたらお願いをいたします。

大井会長

それでは、御意見等なければお諮りをいたします。第3号議案「知事許可漁業の制限措置等について」、異議がない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

全員賛成ですので、異議ない旨、答申することに決定をいたします。

第3号議案終了

大井会長

次に「報告事項」に入ります。報告事項(1)「令和4管理年度における岩手県の特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚))の漁獲可能量の変更について」、県から説明をお願いします。

小川特命課長

水産振興課の小川でございます。それでは御説明させていただきます。

3ページ目を御覧願います。令和4年4月から令和5年3月までの令和4管理年度におけるくろまぐろの小型魚と大型魚について、農林水産大臣から本県漁獲可能量について小型魚を94.1トン、大型魚を66.5トンに変更した旨の通知がありました。このため、令和3年7月15日に開催された第427回岩手海区漁業調整委員会で諮問し、異議ない旨、答申いただいたとおり、岩手県資源管理方針に従い、変更された漁獲可能量を知事管理

区分に配分したので御報告いたします。

5 ページ目を御覧ください。岩手県資源管理方針の抜粋でございます。めくって 6 ページ目を御覧願います。くろまぐろ（大型魚）の具体的な資源管理方針（別紙 1 - 4）でございます。第 3 の 1 で漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、95 パーセント（1 キログラム未満の漁獲可能量がある場合は、1 キログラムに切上げ）を岩手県くろまぐろ（大型魚）漁業へ配分し、残りを県の留保分に充てるとしてあります。また、第 3 の 2 において、1 の規定は、本県に配分された漁獲可能量に変更された場合について準用するとあり、漁獲可能量の変更があった場合には、1 の規定に基づき機械的に配分するとされています。

7 ページ目を御覧願います。7 ページ目は小型魚の配分の基準が記載されておりますけれども、同様の規定になってございます。

4 ページ目を御覧願います。新旧対照表でございます。右の表が変更前の知事管理漁獲可能量、左が変更後でございます。左の表、下から 2 段目を御覧願います。くろまぐろ（小型魚）については、変更された本県漁獲可能量の 95 パーセントに当たる 89.395 トンを岩手県くろまぐろ（小型魚）漁業へ、残り 4.705 トンを県の留保枠に充てる変更を行いました。

一番下の行を御覧願います。くろまぐろ（大型魚）については、小型魚と同様、95 パーセントに当たる 63.175 トンを岩手県くろまぐろ（大型魚）漁業へ、残り 3.325 トンを県の留保枠に充てる変更を行いましたので、御報告いたします。報告は以上でございます。

大井会長

ただ今、県から説明がありましたが、これについて委員の皆様方から御質問等がございましたらお願いします。

大井会長

御質問等がなければ、次に、「報告事項（2）」に移ります。

報告事項（1）終了

大井会長

「令和 3 管理年度における岩手県の特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群）の漁獲可能量の変更について」、県から説明をお願いします。

小川特命課長

それでは御説明させていただきます。今回御報告させていただく内容は、令和 3 年 7 月から令和 4 年 6 月までの令和 3 管理年度におけるまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲可能量の変更でございます。

2 ページ目を御覧願います。岩手県における令和 3 管理年度のまさば及びごまさば太平洋系群の当初配分は 1 万 8,100 トンでしたが、5 月にさば類の漁獲が急激に積み上がっ

たため、国へ留保からの追加配分を依頼したところ、農林水産大臣から本県漁獲可能性を2万4,100トンに変更した旨、通知がありました。

このため、報告事項（1）で説明したとおり、岩手県資源管理基本方針に従い、変更された漁獲可能性を知事管理区分に配分したので、御報告いたします。

4ページ目を御覧願います。岩手県資源管理方針の抜粋でございます。めくって5ページ目を御覧願います。まさば及びごまさば太平洋系群の具体的な資源管理方針（別紙1－8）ですが、第3の1で漁獲可能性の知事管理区分への配分の基準は、95パーセント（1キログラム未満の漁獲可能性がある場合は、1キログラムに切上げ）を岩手県まさば及びごまさば太平洋系群漁業へ配分し、残りを県の留保枠に充てるとしてあります。また、第3の2において、1の規定は、本県に配分された漁獲可能性が変更された場合について準用するとあり、漁獲可能性の変更があった場合には、1の規定に基づき機械的に配分するとされています。

3ページ目を御覧願います。右の表が変更前の知事管理漁獲可能性、左が変更後でございます。変更後の左側の表を御覧願います。まさば及びごまさば太平洋系群については、変更された漁獲可能性の95パーセントに当たる2万2,895トンを岩手県まさば及びごまさば太平洋系群漁業へ、残り1,205トンを県の留保枠に充てる変更を行いましたので、御報告いたします。御報告は以上でございます。

大井会長

ただ今、県から説明がありましたが、これにつきまして委員の皆様方から御質問等ございましたら御発言をいただきたいと思っております。

（「ありません」の声）

報告事項（2）終了

大井会長

それでは、「その他」に移ります。委員の皆様方から、委員会で共有したい情報などございませんでしょうか。

大井会長

それでは、県からはございませんか。

太田漁業調整課長

ございません。

大井会長

はい、事務局から何かございますか。

前川事務局長

はい、それでは、事務局から御連絡いたします。次回の委員会につきましては、急な案件がない限り8月の開催を予定しております。御審議いただく議案は、第一種区画漁業権の免許等に係る県からの諮問のほか、さけ・ますやひらめの採捕制限に関する委員

会指示などを予定しております。開催日程、議案等が確定いたしましたら、案内の文書を送付させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

また、委員の皆様には、このような全漁調連会報を配布させていただいておりました。昨年度、令和3年度の全国海区漁業調整委員会連合会の活動実績等が掲載されておりますので、後ほど、御覧いただきたいと存じます。事務局からは、以上でございます。

大井会長

それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて委員会を閉会いたします。皆様、大変御苦労様でございました。ありがとうございます。

終了（午後2時22分）
